

平成29年(2017年)12月8日
教育委員会資料
教育委員会事務局学校教育担当

就学援助新入学学用品費の入学前支給について

中野区の就学援助制度では小中学校に入学した新1年生の準要保護認定者に対して、新入学学用品費を認定後の6月に支給している。

この新入学学用品費について来年度小中学校入学予定者(私立校を除く)から、新入学学用品費の支給時期を入学する年度の前年度の3月とする。

平成29年度における今後のスケジュールは以下のとおりである。

- | | |
|-----|-------------------|
| 12月 | 申請書を就学予定者の保護者あて郵送 |
| 1月 | 申請書提出締切 |
| 3月 | 申請結果通知 |
| | 新入学学用品費支給 |

なお、申請に間に合わなかった方には従来どおり6月以降に支給する。